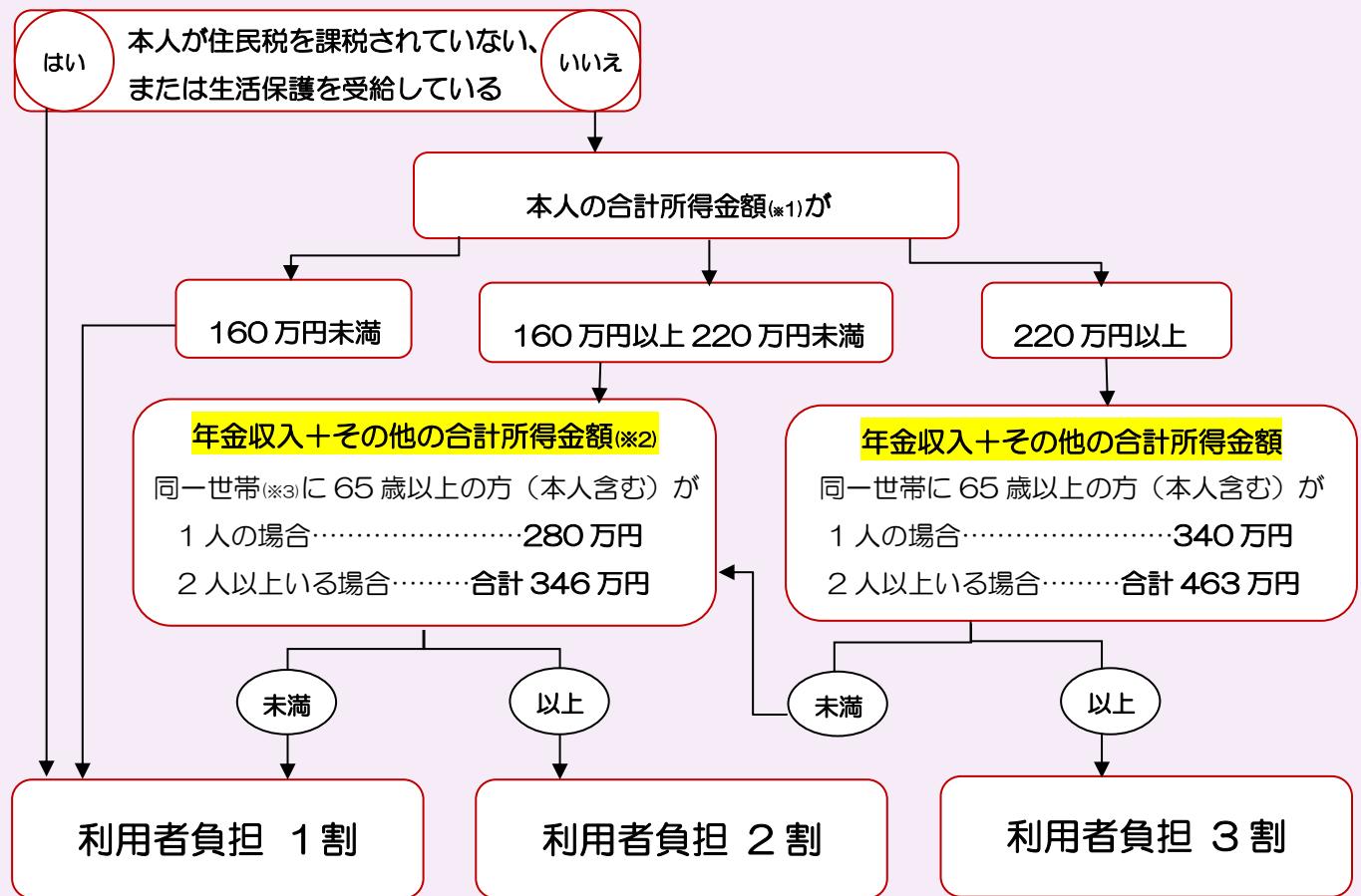


《負担割合の算出方法は下記の表を参考にしてください》

65歳以上の方



●生活保護を受給している方、第2号被保険者（40歳～64歳）の方及び住民税非課税の方は、所得に関わらず1割負担となります。

●介護保険被保険者証に「給付額の減額」の記載がある場合、減額適用期間においては3割負担になります。
※負担割合3割の方は、減額適用期間は4割負担になります。

【お問い合わせ】

〒110-8615 台東区東上野4-5-6
台東区役所 介護保険課 紙付担当
電話 03（5246）1249
FAX 03（5246）1229